

PATENT Attorney

日本弁理士会広報誌

2016

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。



VOL. 83

- シリーズ特産品(武州正藍染)
- 知つておきたい!の技術トレンドでつく(セルロースナノファイバーCNF)
- 知財TOY BOX
- 知的財産権なんでもQ&A
- 漫画「なすびくんのお仕事」
- 特許庁からのお知らせ
- JPA Information

◎ヒット商品はこうして生まれた
**ヒット商品を支えた
知的財産権**
肌ストレスのない高い洗浄力を実現
「マイルドクレンジングオイル」

明治日本の産業革命遺産

釜山反射炉／静岡県

※江戸防備のための砲を鋳造した、日本で唯一現存する
耐火レンガ製の反射炉。



日本弁理士会マスコットキャラクター
「はっぴょん」

ヒット商品は、こうして生まれた!

ヒット商品を支えた知的財産権

VOL.
83

肌ストレスのない高い洗浄力を実現 「マイルドクレンジング オイル」

特許 第5453556号
意匠登録 第3729836号 ほか
第1441215号



株式会社ファンケルの「マイルドクレンジング オイル」は1997年、耐水性の高いファンデーションなどのメイクアップ化粧品をきれいに落とせる商品として開発された。オイルタイプのクレンジング剤の先駆け的存在で、インターネットの口コミサイトでクレンジング部門の大賞を受けるなど、売り上げを伸ばした。ロングセラー商品として同社の柱の一つとなっている。

独自の界面活性剤(中鎖脂肪酸。ボリグリセリンエステル)を開発したのが、技術のスタートだった。一般的に油性のクレンジング剤は水や湯と混じつて乳化する

と洗浄力が落ちる。同社の界面活性剤は、濡れた手で使っても機能を發揮できる水の可溶化力を実現し、入浴時にも使用できる特性を備えることができた。化粧品には流行があり、また他社の競合商品が出現して、常にリニューアルが求められる。同社では3~4年のサイクルで機能と使用感の向上を図ってきた。2013年11月のリニューアル発売では、新たに開発した界面活性剤と油剤でそれぞれ特許を取得して、水の可溶化力とクレンジング力、使い心地を向上させた。

新たに開発した原料は、安全確認だ

けでなく、機能性の確認にも多くの時間要する。例えば人間の肌に近い人工皮革に化粧品を塗布し、一定の圧力で一定回数こすって水で流して洗浄力を検証しながら、他社商品や自社の従来商品との比較も行う。こすらずにメイクを落とせるように配合する増粘剤などの割合も重要で、さまざまな材料の組み合わせ、割合を試しながら最善を導きだす。使い心地を左右する、洗い流した後の肌のつっぱり感も含めて、最終的には同社のモニターなどにアンケート調査をして、ユーザーの声を聞くことが不可欠だという。

知財についての考え方を、糸井さんはこう語る。「マイルドクレンジング オイルでは基本骨格の特許技術を今でも応用しています。リニューアルで新たな特許を追加して、最初の特許が失効しても技術を守れるように考えています。特許で自社技術を守るという面もありますが、クロスライセンスも多い業界なので、そのための財産として持つておくといふ意味合いも大きいです」。同社は化粧品、サブリメントを併せて年間50件ほどの特許を出願しているとのことだ。

同社化粧品研究所所長の糸井貴行さんは「常に機能アップを目指していくが、支持されている商品だけに、どこを改善すべきか思案します」と明かす。同社のコンセプトである「安心・安全」から、肌に必要な成分を保持したまま汚れを取り除く、安全性と機能性のバランスをとるのも難しい。同社の商品は貫して「無添加」のため、容器や製造段階でもさまざまな技術が開発されている。マイルドクレンジング オイルでは雑菌の混入を避けるために、容易に開けられないボトルが使われており、意匠登録されている。また無香料であるゆえに、原材料の持つ匂いを脱臭する工程も加えられているそうだ。

糸井さんは「マイルドクレンジング オイルでは基本骨格の特許技術を今でも応用しています。リニューアルで新たな特許を追加して、最初の特許が失効しても技術を守れるように考えています。特許で自社技術を守るという面もありますが、クロスライセンスも多い業界なので、そのための財産として持つておくといふ意味合いも大きいです」。同社は化粧品、サブリメントを併せて年間50件ほどの特許を出願しているとのことだ。

武州正藍染（ぶしゅうしょうあいぞめ）。この幾分いかめしく響く言葉は、旧国名武藏國の別称である武州で江戸時代、天明年間頃から行わってきた藍染め手法とその製品を表し、現在では埼玉県北部の羽生市、加須市、行田市において特産品として盛んに生産されています。武州では、藍染めが古く農家の副業となつており、わが国資本主義の父とも呼ばれる渋沢栄一も藍染め原料の商家出身であることはよく知られています。

生産工程は、正藍染めの名の通り、まず藍の葉からとった染料を自然発酵させます。そして糸から染める糸染め、あるいは布にじてから染める型染めを手作業で行います。ここから工業製品にはない微妙な風合いが生まれ、また使い込むほどに、色合いが美しく変化していくようになります。今でも糸染めが生産量全体の7割ほどを占め、染めた糸を織ることで織物に自然に生じる繊細な縞模様は「青縞」と呼ばれ珍重されています。

今日、作務衣、剣道着などに使われる、昔ながらの藍の濃淡のみの素朴な武州紺織だけでなく、型染めにより様々な模様を施したジャケット、シャツなども生産され好評を博しています。「武州正藍染」の名称は、地域団体商標として平成20年に登録を受けており、また製品としては埼玉県の伝統的手工芸品にも選定されています。武州の恵まれた風土と歴史的伝統に培われた正藍染製品は、「武州正藍染」の名のもとに、日本全国、さらに海外へと飛躍しつつあります。



シャツやバッグなどの新製品も展開



地域団体商標登録 第5167617号



糸染め後の天日干し

写真提供：武州織物工業協同組合

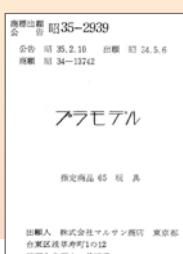
第⑧話

登録商標 「プラモデル」

「プラモデル」は1960年に登録された登録商標です(第555762号)。

日本初のプラモデルはマルサン商店が1958年に発売した潜水艦模型で、同社が商標登録した「プラモデル」という名称は、当時造語として十分な識別性を有したのです。その後、多くのメーカーが「プラモデル」に参入しましたが、他のメーカーは「プラ模型」「プラスチックモデル」などの名称を使っていました(英語では「オーセンチックモデル」)。このため、マルサン商店は、広告に「プラモデル」と呼べるのはマルサンだけ」という有名なキャッチフレーズを使っていました。今ではすっかり普通名称的に使われていますが、同登録商標は現在も存続しており、日本プラモデル工業協同組合が商標権者となっています。

(弁理士 中川裕幸)



知っておきたい!この技術

トレンドマック

シリーズ
25

セルロース ナノファイバー (CNF)



植物纖維をナノレベルまで細かく解きほぐしたもののがCNFだ。鉄鋼の5分の1の比重で同等の曲げ強度があり、熱に強いなどの特徴がある。世界的にCNFの開発が活発化し、近年では関連特許の出願件数も増えている。そうした中、経済産業省は、2014年に「ナノセルロースフォーラム」を設立して、関連産業の育成を支援している。

CNFは、製紙各社が増産体制に入っており、用途開発で中小企業にもチャンスがある。植物由来で生体適合性が高いことから、化粧品、医薬品、食品の増粘剤のほか、医療分野で多様な可能性が見込まれる。光の波長より短い数ナノレベルのCNFのシートは、透明で柔軟性もあり、IT端末や太陽電池などへの利用が図られている。表面にCNFをコーティングした樹脂はガスバリア性が高く、包装材に適している。さらに自動車や航空機の軽量化に貢献する構造材料としても期待される。課題はCNFのコストで、解纖技術のさらなる進化が求められている。

CNFは、稻ワラなどの農業残さ、食品加工廃棄物、間伐材や竹などあらゆる植物資源を原料として利用できるという点で、国内資源によって国際競争力を高めることを可能にする技術でもある。

阪間和之(作) 飯岡菜子(画)



Q 以前、知り合いの弁理士に相談のうえ、特許庁に出願しました。その後、特許庁から連絡がありましたが、その返事の期限が過ぎていることを先週知りました。何か方法はありますか?

A 期間超過(応答期限が過ぎている状態)の場合でも、所定の手続きにより救済されることがあります。すぐにお知り合いの弁理士にご相談ください。

所定の手続きは、特許出願や商標登録出願などで異なります。また、審査請求・拒絶理由通知・登録料納付・在外者の場合などでも異なります。さらに、「正当な理由(地震など)」の条件を満たす必要がある場合もあります。もちろん、場合によっては、救済されないこともあります。従いまして、まずは特許事務所(弁理士)または特許庁に速やかにご相談されることをおすすめします。

なお、一例として、特許庁からの連絡が「拒絶理由通知」であった場合には、最近、ルー

ル変更がありました。今年(2016年)の4月1日以降の応答期限であって期限が過ぎてしまった場合でも、応答期限後2ヶ月以内に請求すれば、「正当な理由」がなくても2ヶ月の延長が認められるようになりました。

また、熊本地震に関する手続期間の延長は、特許庁ホームページをご参照ください。救済が認められる期間については、手続きごとに異なりますのでご留意ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/kumamoto_encho.htm

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/kumamoto_kinkyuu.htm

以上のとおり、細かい手続き内容は省略しましたが、期間超過の場合であっても、あきらめずに、まずは特許事務所(弁理士)または特許庁に速やかにご相談してみてください。

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ、FAX.03-3519-2706又はメール panf@jpaa.or.jp で日本弁理士会 広報・支援室「Q&A係」までお送りください。

特許庁からのお知らせ

中小企業等の特許情報分析を支援します

特許庁は、中小企業等にとって費用負担の大きい特許情報分析について、①「研究開発・出願」及び②「審査請求」の各段階のニーズに応じた支援を行っています。

- ①「研究開発・出願」段階では、特許マップ等を通じ効果的な研究開発投資の促進や出願戦略の策定を支援します。
- ②「審査請求」段階では、先行技術調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援します。

※知財戦略強化に役立つ支援です。ぜひご利用ください。

<28年度募集予定>

①研究開発・出願段階(特許マップ等作成支援)

第3回(7月~)、第4回(9月~)、第5回(10月~)

②審査請求段階(先行技術調査支援)

随時募集中(一社何件でも利用できます)

<対象者>

中小企業、公設試験研究機関、大学・高等専門学校・高校 等

支援内容詳細や申請書ダウンロードは以下の本事業ホームページをご覧ください。

<http://ip-bunseki.go.jp/>

【弁理士 知財キャラバン】 大好評実施中です!

日本弁理士会では、特許、デザイン、ブランド、コンテンツ、製造ノウハウなどの知的財産の活用により、ワンランク上の経営を目指す中小企業を応援する「弁理士知財キャラバン」事業を実施しています。

本事業は、今年で2年目となり、多くの企業を支援させていただいております。

日本弁理士会は、これからも知的財産を通じて、地域の中小企業を応援し、日本の産業発展に貢献していきます。



◆【URL】<http://www.jpaa.or.jp/?p=27541>